



福岡医発第 2958 号 (地)
令和 7 年 2 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 19)」の送付について

今般、厚生労働省より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 6 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

《参考：令和 6 年度診療報酬改定関連ホームページ》

- ・ 日本医師会 (会員限定メンバーズルーム)

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

- ・ 福岡県医師会 (会員限定)

https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html

- ・ 九州厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryo_shido/r06_shinryohoshu.html



日 医 発 第 1821 号（保険）
令 和 7 年 1 月 31 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

疑義解釈資料の送付について（その 19）

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 19）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

疑義解釈資料の送付について（その 19）

（令 7.1.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 30 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 19）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

診断群分類点数表等により算定される診療報酬について

問1 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日付事務連絡）別添4問6－1及び問6－2において、「月1回のみ算定することとなっている点数（診断群分類点数表により包括される点数に限る。）」とあるが、医科点数表において、例えば3月に1回算定することとなっている点数は含まれるのか。

（答）当該解釈は、「月1回のみ算定することとなっている点数」に限られ、例示のように3月に1回算定することとなっている点数等については、診断群分類点数表による算定の有無により外来における算定の可否が変わるものではない。

（参考）疑義解釈資料の送付について（その1）令和6年3月28日付事務連絡

問6－1 診断群分類点数表による算定を行った患者が退院した場合、退院した月と同じ月に外来において月1回のみ算定することとなっている点数（診断群分類点数表により包括される点数に限る。）を別に算定することができるのか。（例：検体検査判断料等）

（答）算定することができない。

問6－2 外来で月1回のみ算定することとなっている点数（診断群分類点数表により包括される点数に限る。）を算定した後、同じ月に入院となり診断群分類点数表による算定を行った場合に、入院前に実施した月1回のみ算定することとなっている点数（診断群分類点数表により包括される点数に限る。）について算定することができるのか。（例：検体検査判断料等）

（答）算定することができる。

問6－3 問6－1及び問6－2において、「月1回のみ算定することとなっている点数（診断群分類点数表により包括される点数に限る。）」とあるが、医科点数表において、月1回のみ算定することとなっている点数であって、診断群分類点数表により包括されるすべての点数を指すのか。

（答）そのとおり。